

内閣官房組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 内閣審議官の定数を四十三人とし、うち二十七人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。 (第六条第三項関係)
- 二 内閣参事官の定数を六十三人とし、うち二十一人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。 (第八条第三項関係)
- 三 平成二十四年三月三十一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。 (附則第二項関係)
- 四 平成二十四年三月三十一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。 (附則第四項関係)
- 五 当分の間、内閣参事官の定数を六十二人とし、うち二十人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。 (第八条第三項及び附則第九項関係)
- 六 この政令は平成二十四年四月一日から施行すること。

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「四十六人」を「四十三人」に改め、同項ただし書中「三十人」を「二十七人」に改める。

第八条第三項中「六十六人」を「六十三人」に改め、同項ただし書中「二十六人」を「二十一人」に改め

る。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第九項中「六十六人」を「六十三人」に、「六十五人」を「六十二人」に、「二十六人」を「二十一人」に、「二十五人」を「二十人」に改める。

附 則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

理由

内閣官房に置く内閣審議官を四十三人、内閣参事官を六十三人とする等の必要があるからである。

改 正 案	現 行
<p>(内閣審議官)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、<u>四十三人</u>とする。ただし、そのうち<u>二十七人</u>は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p> <p>(内閣参事官)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、<u>六十三人</u>とする。ただし、そのうち<u>二十一</u>人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第六条の内閣審議官(同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、<u>平成二十五年三月三十一日</u>まで置かれるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第六条の内閣審議官(同条第三項ただし書の規定により置かれる</p>	<p>(内閣審議官)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、<u>四十六人</u>とする。ただし、そのうち<u>三十人</u>は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p> <p>(内閣参事官)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、<u>六十六人</u>とする。ただし、そのうち<u>二十六人</u>は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第六条の内閣審議官(同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、<u>平成二十四年三月三十一日</u>まで置かれるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第六条の内閣審議官(同条第三項ただし書の規定により置かれる</p>

もの及び前二項に規定するものを除く。)のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

5～8 (略)

9 当分の間、第八条第三項の規定の適用については、同項中「六十人」とあるのは「六十二人」と、同項ただし書中「二十一人」とあるのは「二十人」とし、第十一条の規定の適用については、同条中「五人」とあるのは、「七人」とする。

もの及び前二項に規定するものを除く。)のうち一人は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

5～8 (略)

9 当分の間、第八条第三項の規定の適用については、同項中「六十人」とあるのは「六十五人」と、同項ただし書中「二十六人」とあるのは「二十五人」とし、第十一条の規定の適用については、同条中「五人」とあるのは、「七人」とする。

内閣官房組織令の一部を改正する政令案参照条文

◎ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）
第二十二條 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

◎ 内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）（抄）
（内閣審議官）

第六條 内閣官房に、内閣審議官を置く。

2 内閣審議官は、命を受けて、内閣官房の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。

3 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、四十六人とする。ただし、そのうち三十人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

（内閣参事官）

第八條 内閣官房に、内閣参事官を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて内閣官房の事務の一部をつかさどる。

3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、六十六人とする。ただし、そのうち二十六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

附則

1 （略）

2 第六條の内閣審議官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち一人は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

3 第六條の内閣審議官（同条第三項ただし書の規定により置かれるもの及び前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

4 第六條の内閣審議官（同条第三項ただし書の規定により置かれるもの及び前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

5 第六條の内閣審議官（同条第三項ただし書の規定により置かれるもの及び前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十九年九月

三十日まで置かれるものとする。

6 第六条の内閣審議官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものに限る。）のうち二人は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

7 第八条の内閣参事官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち一人は、平成二十九年九月三十日まで置かれるものとする。

8 第八条の内閣参事官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものに限る。）のうち三人は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

9 当分の間、第八条第三項の規定の適用については、同項中「六十六人」とあるのは「六十五人」と、同項ただし書中「二十六人」とあるのは「二十五人」とし、第十一条の規定の適用については、同条中「五人」とあるのは、「七人」とする。